

不当廉売関税にかかる 迂回防止制度の骨格（案）

令和 7 年 9 月 1 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
不当廉売関税の迂回防止に関
するワーキンググループ
財務省関税局

G20諸国における不当廉売関税の迂回防止制度概観

- 不当廉売（アンチダンピング：A D）関税の迂回を防止する仕組みについては、実効性のある制度を創設することが重要、また、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当（令和6年12月関税・外国為替等審議会答申）。
- 昨年11月の関税分科会における議論を踏まえ、G20諸国の不当廉売関税の迂回を防止する制度の調査を実施。

制度調査結果

- ◆ W T O協定等には迂回防止措置に関する明文の規定や国際的な基準は存在しないものの、主要国においては、原措置であるA D関税を延長・補完する制度として、迂回防止制度を整備。
- ◆ 迂回防止制度を有するG20諸国（18か国）の大多数において、
 - ・ 迂回防止調査の中で、原措置のA D関税調査開始や課税前後で貿易パターンの変化があること等を確認していること、
 - ・ 迂回品にかかる新たなダンピング・マージン計算は行わず、原措置の税率を適用していること、
 - ・ 迂回の類型として、第三国迂回、軽微変更迂回、及び輸入国迂回の3類型を有していること等を確認。
- ◆ 他方、
 - ・ 迂回防止調査の中で、ダンピングの存在について改めての調査の要否、
 - ・ ある加工が迂回行為と認定されるか否かにつき、材料や付加価値の数値基準の有無、等については、各国で区々。

我が国の迂回防止制度設計の方向性（案）

➤ G20諸国のうち、制度の歴史が最も長く、調査実績も最も多いE Uと米国の制度を参照。

E Uの主な課税要件（第三国迂回の例）

2016年欧州議会・E U理事会規則第1036号

⇒**ダンピング輸入の存在や国内産業への損害（原措置の救済効果を損なうことを含む）が要件となっているほか、認定のための数値基準を設けている**

- ①、③ 原措置対象国以外の第三国で組立等されて輸入される
- ② 貿易パターンの変化あり
- ④ 原措置対象国産の部品の価額の完成品の価額に占める割合が一定（60%）以上【**数値基準**】
- ⑤ 第三国での組立等により付加される価値が重大でない（25%を超えない）こと【**数値基準**】
- ⑥ 迂回された製品が、原措置の対象となっている製品の正常価格と比較して低い価格で輸入されていること【**ダンピング輸入の存在**】
- ⑦ 原措置の対象製品と同種の製品の価格と（輸入）量が原措置の救済効果を損なうこと【**損害要件**】
- ⑧ 迂回が疑われる行為に原措置のA D関税賦課以外の十分な正当な理由または経済的な理由がないこと

米国の主な課税要件（第三国迂回の例）

合衆国法典第19編第4章§1677j条

⇒**ダンピングの存在や国内産業への損害は要件とはなっていない。**

- ① 原措置であるA D課税命令の対象製品と同じ種類または同種の製品が米国に輸入
- ⑤ 原措置対象国以外の国での組立/完成工程が軽微または重要でないこと【**数値基準無し**】
- ④ 原措置対象国で生産された製品の価値が、米国に輸入される製品の総価値の相当部分【**数値基準無し**】
- 迂回を防止するための措置が必要
- その他の**考慮要素**として、(1)貿易パターンの変化（原措置対象国から米国への輸入量の減少、第三国から米国への輸入量の増加）（②に相当）、(2)原措置対象企業との資本関係、(3)原措置調査開始後に原措置対象国から第三国への材料の輸入が増加したかどうか（②に相当）

※我が国の課税要件案（次頁）との対応

①～⑥迂回の実事、⑦損害等の事実、⑧経済的正当性の欠如

- ◆ 我が国においても、迂回防止制度を原措置である不当廉売関税の延長・補完として、E U、米国その他の主要国の制度を参照しつつ、全体としてW T O協定の目的・趣旨に沿った制度設計とする。
- ◆ 具体的な要件等については、W T O協定整合性の確保の観点から、より慎重なものを採用しているE Uの制度を参考とし、我が国の実情等に照らして迂回行為への迅速な対応を可能とする、実効性の高い制度とする。

課税要件の方向性（案）

- ▶ 課税要件に関しては、迂回の事実、損害等の事実、及び経済的正当性の欠如を迂回行為認定の要件とし、これらを全て満たす場合に、迂回輸入に対しても原措置と同等の割増関税を課税することとしてはどうか（基本的にEUと同様）。
- ▶ その際、第三国迂回及び輸入国迂回を判定する基準については、（EU類似の）絶対的な数値基準とせず、総合的な判断が可能となるよう目安の数値としてはどうか。

（具体的には、原措置対象国産の部品の価額が完成品の価額に占める比重が大きい（概ね60%以上）こと、及び第三国又は輸入国（本邦）での組立等により付加される価値の比重が小さい（概ね25%以下）こと、を要件としたうえで、第三国あるいは輸入国における投資の程度や生産工程の性質等も勘案して要件の充足を判断することとしてはどうか。
- ▶ 加えて、輸入国迂回については、原措置の供給者の関係者から輸入される部品等に限定してはどうか。

想定される課税要件

【迂回の事実】

1 第三国迂回

- ① 原措置対象貨物が第三国から輸入されている
- ② 貿易パターンの変化がある
- ③ 貨物が第三国で最終加工されている
- ④ 原措置対象国産の部品の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【**目安として概ね60%以上**】
- ⑤ 第三国での組立等により付加される価値の比重が小さい【**目安として概ね25%以下**】
- ⑥ 貨物にダンピングが存在（迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低い）

2 軽微変更迂回

- ① 原措置対象国から軽微変更貨物が輸入されている
- ② 貿易パターンの変化がある
- ⑥ 貨物にダンピングが存在（迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低い）

3 輸入国迂回

- ① 原措置対象貨物の部品等が本邦に輸入されている
- ② 貿易パターンの変化がある
- ③ ①の部品等を用いて本邦で最終加工されている
- ④ 原措置対象国産の部品の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【**目安として概ね60%以上**】
- ⑤ 輸入国での組立等により付加される価値の比重が小さい【**目安として概ね25%以下**】
- ⑥ 貨物にダンピングが存在（迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低い）

【損害等の事実】⑦ 原措置の対象産品と同種の製品の価格と（輸入）量が原措置の救済効果を損なう

【経済的正当性の欠如】⑧ 迂回が疑われる行為に原措置のAD関税を免れること以外の十分な正当な理由または経済的な理由がない

課税要件案 類型1：第三国迂回

原措置

A国



溶融亜鉛めっき鉄線



原材料等

②貿易パターンの変化

※原措置の調査開始前後又は課税開始前後

B国

**第三国で加工
(原産地変更)**

③第三国での最終加工

④原措置対象国の原材料等の比重大

※目安として付加価値の比重60%以上

⑤第三国での最終加工の比重小

※目安として付加価値の比重25%以下

①原措置対象貨物の第三国からの輸入



溶融亜鉛めっき鉄線
**B国産として申告
(迂回)**

A D 関税なし
⇒**原措置と
同等の関税**

A D
関税

日本

⑥ダンピングの存在
(迂回品の価格 < 原措置対象貨物の正常価格)

(注) ①～⑥は課税要件を示しており、貿易取引の順序を示すものではない。

課税要件案 類型 2 : 軽微変更迂回

原措置

②貿易パターンの変化
※原措置の調査開始前後又は課税開始前後

A 国

供給国でアルミ
を添加
(税番変更)

アルミ・亜鉛合金めっき鉄線
※亜鉛めっき鉄線と性質は変わらず
(代替性あり)

溶融亜鉛めっき鉄線

①原措置対象国からの軽微変更貨物の輸入

アルミ・亜鉛合金
めっき鉄線
税番を変更して申告
(迂回)

A D 関税なし
⇒原措置と同等
の関税

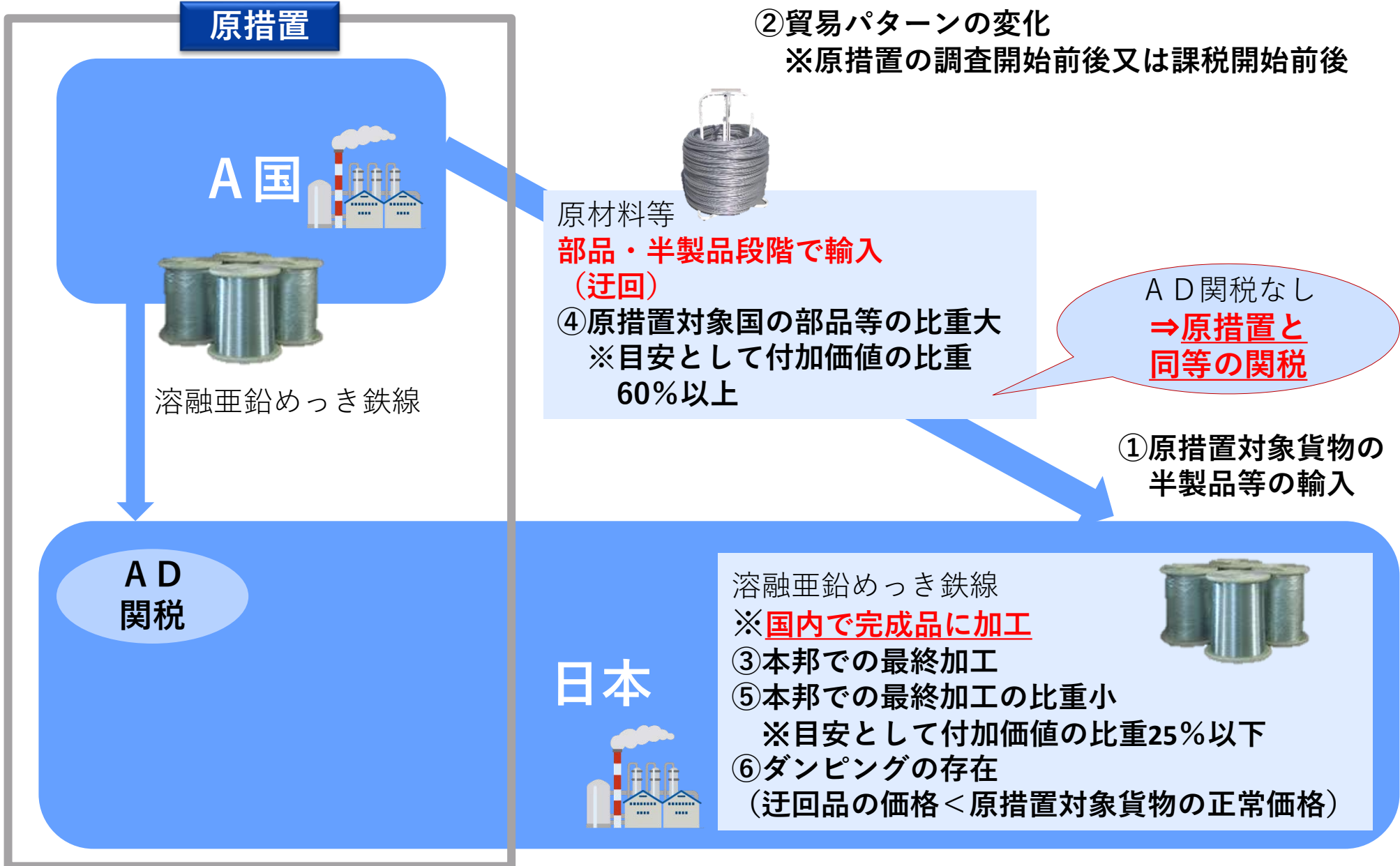
A D
関税

日本

⑥ダンピングの存在
(迂回品の価格 < 原措置対象貨物の正常価格)

(注) ①～②及び⑥は課税要件を示しており、貿易取引の順序を示すものではない。

課税要件案 類型3：輸入国迂回



(注) ①～⑥は課税要件を示しており、貿易取引の順序を示すものではない。